

# 平成24年度 第1回 世界自然遺産登録庁内調整会議

平成24年7月17日（火）

15:00～16:10

第3委員会室

## 会議結果報告書

### 【議題】

- 1 市長挨拶
- 2 庁内調整会議の設置について
- 3 世界遺産候補地選定に向けたこれまでの経過
- 4 世界遺産登録の展開方法
- 5 その他

### 【資料】

- 資料1 世界自然遺産登録庁内調整会議設置要領
- 資料2 これまでの経過
- 資料3 世界遺産について
- 資料4 「阿寒湖のマリモ」から「マリモの阿寒湖」へ  
世界自然遺産の登録基準からみた阿寒湖とマリモの特性
- 資料5 世界遺産候補地選定に向けた展開方法

## 1 市長挨拶

- ・ 世界自然遺産登録については、今年の2月に国が「奄美・琉球諸島」について、早期に登録を目指すこと、さらには新たな候補地の検討の方針を示したことから、平成15年時に詳細検討対象地域に入っていた阿寒湖が再度、検討されることになる可能性が大きくなってきたところである。
- ・ 平成15年時は、数ある母集団と呼ばれる様々な自然条件の地域の中から、「詳細検討対象地域」として19地域が選定され、このときに「阿寒・屈斜路・摩周」として阿寒国立公園全体が対象地域に選定された。この中から最終的に、知床、小笠原諸島、奄美・琉球諸島が自然遺産の候補地として決定した。
- ・ 世界遺産条約は、世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、保護を図るべき遺産をリストアップし、条約締約国の拠出金からなる世界遺産基金により、各国が行う保護対策に支援することを目的に、1972年に採択された条約で、日本は1992年に締結している。
- ・ 世界遺産は、2011年7月現在、936件（文化遺産725件、自然遺産

183 件、複合遺産 28 件)、条約締約国は 187 カ国になっており、日本では、文化遺産が 12 件、自然遺産は 4 件で、平成 5 年に白神山地と屋久島、平成 17 年には知床、そして平成 23 年に小笠原諸島が自然遺産として登録されている。

- ・ 今回、奄美・琉球諸島が候補地として動き出すことから、新たな候補地として、前回の詳細検討対象地域に入っていた阿寒が、再び検討されることとなることから、マリモについての研究が進み、マリモの希少性が学術的にも世界遺産としての価値があることが、証明できる要素が増えたことで、次の候補地として選定される可能性が出てきたわけである。
- ・ 折しも今年は、「阿寒湖のマリモ」の特別天然記念物指定 60 周年の年であり、マリモは次世代に引き継ぐべき貴重な宝である。
- ・ このマリモが生育する阿寒湖が世界遺産として登録されることで、世界に誇れる貴重なマリモの保護体制の確立と阿寒湖温泉の活性化が図られると考えており、まずは、国の検討会議において、候補地として選定されることを目指し、市としても地元との連携のもと、今後の取組を進めていかなければならないと考えている。
- ・ 前回は、「阿寒・屈斜路・摩周」という阿寒国立公園全体が対象地域となっていたが、今回は、これまでのマリモに関する学術的研究も進み、日本のマリモが世界のマリモの起源であることや、阿寒湖の類い稀な自然環境が球状マリモを創り出しており、世界的にもその価値が高く、人類共通のかけがえのない財産として将来の世代に引き継いでいく宝物であることは、まさに世界遺産の条件に合致しているものと考えており、阿寒湖という地域としての取組を進めていくことが必要であると思う。
- ・ この点については、弟子屈町からも協力についての承諾をいただいております、阿寒国立公園全体の活性化にも繋がっていくものと考えている。
- ・ こうしたことから、まずは、庁内関係部署による情報をしっかりと共有し、地域一丸となって候補地選定に向けた取組を展開していく必要があると考えているので、関係各部の連携により取り組んでいただきたい。
- ・ 今後は、地域との情報共有の場も設置することとしており、候補地選定に向けて取り組んで参りたいと考えているので、よろしく願いしたい。

## 2 庁内調整会議の設置について

- ・ 資料 1 に基づき、事務局から世界自然遺産登録庁内調整会議の設置について説明。

### 3 世界遺産候補地選定に向けたこれまでの経過

- ・ 資料2に基づき、事務局から世界遺産候補地選定に向けたこれまでの経過について説明。

### 4 世界遺産登録の展開方法

- ・ 資料3に基づき、事務局から世界遺産の概要について説明。
- ・ 資料4に基づき、マリモ学芸主幹から世界自然遺産の登録基準からみた阿寒湖とマリモの特性について専門的な知見から説明。
- ・ 資料5に基づき、事務局から世界自然遺産候補地選定に向けた展開方法について説明。
- ・ 資料5-1に基づき、事務局から庁内における世界遺産登録に向けた役割分担について説明。

### 5 その他（質疑応答）

#### 【生涯学習部長】

- ・ 資料5-1の役割分担について、「要望に関すること」は、阿寒生涯学習課がマリモの知見を持っているということで協力していくことだと思うが、そういう意味でいけば、他の部も要望に関する協力ということで該当しても良いのではないか。また、「ミーバトン湖との連絡調整」については、世界遺産登録でミーバトン湖とそれほど大きく関係してくるのかお聞きしたい。

#### 【事務局】

- ・ 要望に関することは、そういう部分でいけば当然、他の部も出てくるかと思う。

#### 【マリモ学芸主幹】

- ・ ミーバトン湖については、現在の釧路市の取組に、直接関わるものではないと認識している。
- ・ 先ほどの説明のとおり、ミーバトン湖は球状マリモが群生している湖としては、阿寒湖と並ぶ湖である。世界自然遺産を目指す場合も、戦略の1つとして、シリアルノミネーションという選択肢がある。これは、阿寒湖が単独で進むという道とは別に、アイスランドのミーバトン湖と互いに補完し合うような要素があれば共同で登録申請する方法である。
- ・ 現段階では、アイスランドとどうこうということはないが、将来的にもし、候補地として選定されれば、その選択肢として検討していく必要があるのかと思う。

### 【小松副市長】

- ・ 先ほど、マリモという言い方と球状マリモという言い方と球状マリモの群落という言い方があり、阿寒湖の中でも着生型やフワフワと漂っているものも植物としてはマリモで、球状になるのが珍しいという説明であったが、国内には、球状マリモというものは他にないものなのか、また、あるけれども個数のレベルにおいて群を抜いているということなのか。

### 【マリモ学芸主幹】

- ・ 集合型のマリモと着生型のマリモは、20年前まで別の生物と考えられており、標準和名は、球状のものについては、マリモ、岩に着いているものについては、フトヒメマリモという名前が付いており、遺伝子解析の結果、これらは同じ生物であると確認され、現在は、同じものとして扱われている。
- ・ ただ、非常に生態や形態が多様であり、何か名前がないと互いに区別できないということから、塊を作った場合は「集合型」、丸くなく枝別れた長さ3～4cmの藻の状態では「着生型」、それから、これが外れて浮遊状態の場合は「浮遊型」と呼んでいる。よって、名称はあくまで生態の違いということになる。
- ・ 球状のマリモについて、他の湖での確認はどうかという質問については、集合型は、形や球状のなり方を詳しく調査していくと6つのタイプに分かれる。そのうちの 하나가阿寒湖の球状マリモであり、スイカを切るように二つに切ると枝状体が放射状に並んでおり、表面で光を浴びて光合成し外へ伸びていき球体が巨大化していくタイプである。このタイプのマリモが現在地球上で間違いなく存在すると確認されているのが、阿寒湖とアイスランドである。
- ・ たくさんの球状体が同じ場所に集積して生活している状態のものがこの2か所だけである。
- ・ もう一つだけ、15cm程度になるものとして、エストニアのオイツ湖があるが、群生はしていない。
- ・ 古い時代には、日本各地から球状マリモの存在は知られていた。青森県の小川原湖周辺や山梨県でも確認されていた。ところが、球状マリモを生成するための環境条件が大変シビアなものであることから、周辺の農地開発や生活雑水の湖への流入等から、わずか10～20年で姿を消し、現在、マリモとして見られるのは、阿寒湖は、国内唯一である。